

緊急事態宣言下でのスポーツ活動について

2021年1月23日

新日本スポーツ連盟 感染症対策本部

1月7日、1都3県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）を対象に緊急事態宣言が発出されました（期間は1月8日～2月7日）。また、1月13日には、2府4県（大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県）にも緊急事態宣言の対象が拡大され、今後、状況によっては全国的に感染警戒区域が広がる可能性もあります。

今までも、スポーツ行事の開催には、日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（2020年10月2日改訂）および各競技団体のガイドラインに準じて、感染予防対策が図られていると思います。今後も、各ガイドラインや対応内容を再確認するとともに、感染防止の取り組みを強化していただけるようお願いします。

また、スポーツ庁健康スポーツ課からは「外出の自粛が続き、屋内で過ごす時間が長くなると、運動不足やストレスから心身に悪影響をきたす健康二次被害の問題が生じる可能性があります。地域住民の方の健康二次被害の拡大を防ぐためにも、感染症対策を実施の上、安全・安心に運動・スポーツを実施していただくよう周知していただく他、スポーツ教室等の運動機会提供についての御配慮をお願いいたします」との文書が発せられています。

▼スポーツ庁「緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について」（2021.1.8）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

スポーツ行事を開催することを不安視する声は全くないわけではありませんが、市民への運動機会の提供という役割を果たすべく、安全にスポーツを実施できる感染予防対策が可能な場合は、以下の各項目に沿って、開催方法を決め、参加者とも協力して行事を行いましょう。

* 今後の感染状況や科学的知見の充実等に応じて、内容の見直しを図られる可能性がありますのでご了承ください。

1. 大会開催の可否の判断

- ・各都道府県知事の方針に従うことが大前提。
- ・判断に迷う際は、都道府県のスポーツ主管課や衛生部局、施設等に相談する。
- ・大規模な行事は、中止又は延期するよう慎重な対応をとる。

2. 開催制限の目安

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下、屋内の場合は収容定員の 50%以内とされているが、施設管理者と相談のうえ、午前/午後の部に分けるなど、なるべく一度に会場に集まる人数が少なくなるよう、定員を設定する。
- ・屋外の場合は人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）。
- ・参加が 1,000 人を超える場合は、事前に都道府県に申請を行う。

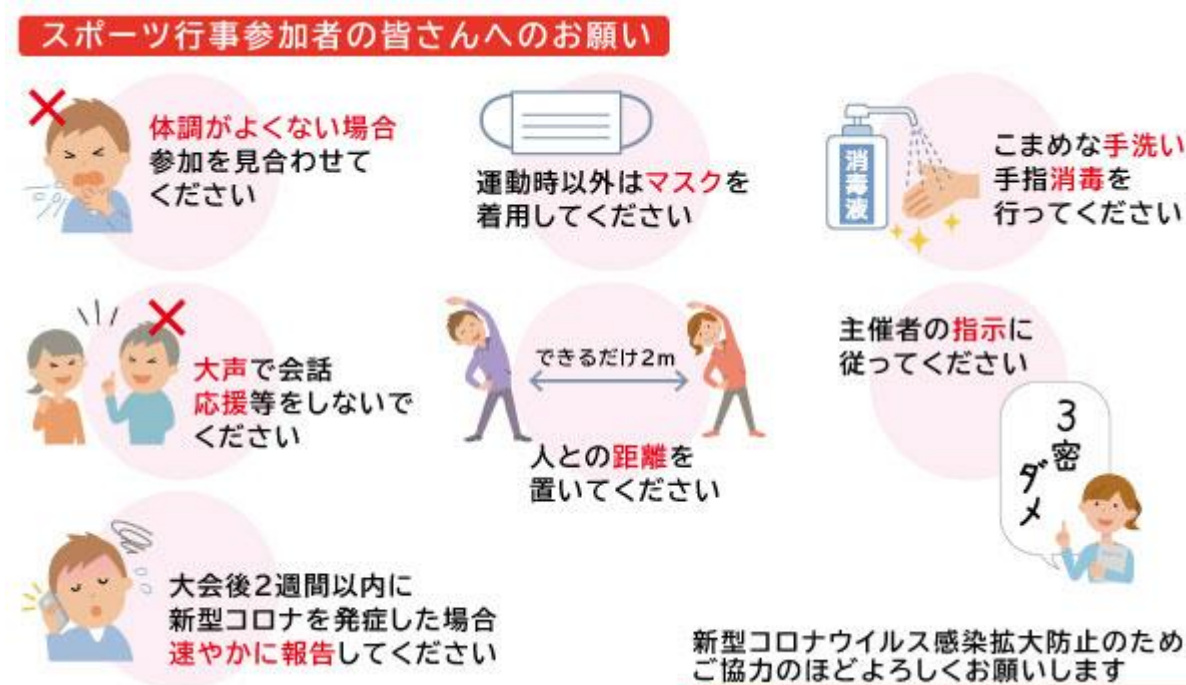
3. 必要な感染防止策

- ・国の「イベント開催時の必要な感染防止策」（3 ページ参照）に準ずる。
（徹底した感染防止…①マスク常時着用 ②大声を出さない）
- ・行事中での「飲食の制限」に注意する。
- ・日本スポーツ協会、各種目競技団体のガイドラインに準ずる。

▼各ガイドラインのリンク一覧

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

- ・「参加者が遵守すべき事項」を明確にして、協力を求める。



4. スポーツ行事の中で陽性者が確認された場合

- ・主催者は「保健所、自治体」と協議し、全国連盟と連携しながら対応する。
- ・「行事での感染発生時の対応」（5 ページ参照）参照し、関係者と協力して取り組む。

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

| | | |
|---|--------------|---|
| ① | マスク常時着用の担保 | <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m) |

(2) 基本的な感染防止等

| | | |
|---|----------|---|
| ③ | ①～②の奨励 | <ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) |
| ④ | 手洗 | <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | <ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ | 換気 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ | 密集の回避 | <ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限 |
| ⑧ | 身体的距離の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔) |

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

| | |
|-----------------|---|
| ⑨ 飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。) |
| ⑩ 参加者の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p> |
| ⑪ 参加者の把握 | <ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p> |
| ⑫ 演者の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処 |
| ⑬ 催物前後の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p> |
| ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表 | <ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 |

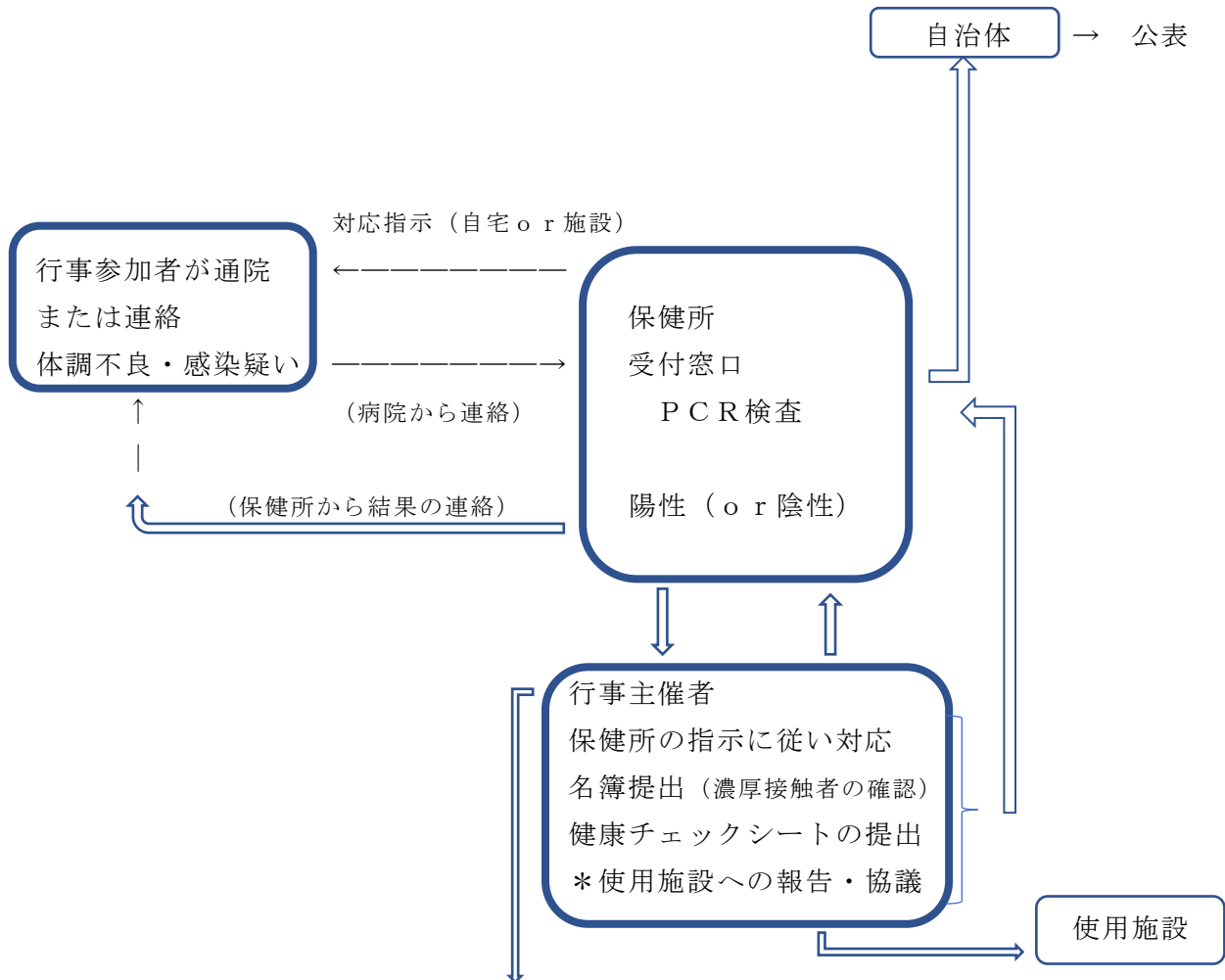
(3) イベント開催の共通の前提

| | |
|-----------------|--|
| ⑮ 入退場やエリア内の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p> |
| ⑯ 地域の感染状況に応じた対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

行事での感染発生時の対応

行事参加者の感染が確認された場合、行事主催者は「保健所、自治体」と協議し、対応します。
これらの協議では、「ガイドラインにもとづく感染防止策」を積極的に開示し、「今後の対応」についてお互いに協力できるような意見交換をすすめる必要があります。
なお、今後の推移で対応が変化することがあります。



参加者への適切な報告（方法、時期などは保健所・自治体と協議）

HPなどへの掲載（適切な時期に）

* 行事での感染対策については記録し、問い合わせに対応できるようにします。

* 行事開催時の感染防止策の検証を行います。（今後の活動に生かすために）